

# 保険・年金 フォーカス

## EIOPA が 2021 年の監督上の コンバージェンス計画を公表

常務取締役 保険研究部 研究理事  
ヘルスケアリサーチセンター長 中村 亮一  
TEL: (03)3512-1777 E-mail: [nryoichi@nli-research.co.jp](mailto:nryoichi@nli-research.co.jp)

### 1—はじめに

EIOPA（欧州保険年金監督局）は 2021 年 2 月 17 日に、2021 年の監督上のコンバージェンス（収束、統一）計画を公表した。今回のレポートは、この監督上のコンバージェンス計画の概要について報告する。

### 2—EIOPA の 2021 年の監督上のコンバージェンス計画—考え方

EIOPA の主な目標の一つは、「各国の保険契約者及び受益者の保護水準を同程度に保ち、監督裁定を防止し、公平な競争条件を保証することを目的として、欧州全体で高い水準、効果的な水準、一貫性のある監督を確保すること」であることから、毎年監督上のコンバージェンス計画を作成し、その進展に取り組んでいる。

#### 1 | 全体概要

EIOPA は、2 月 17 日に、2021 年の監督上のコンバージェンス計画を発表<sup>1</sup>した。2021 年に、EIOPA は、Covid-19 のパンデミックによる影響を監視及び軽減し続ける柔軟性を可能にしながら、前の計画に由来する優先事項を完了する予定である。

以前の計画と同様に、優先領域は次の 3 つの構成要素に含まれる。

1. 共通の監督文化の実際的な実施と監督ツールのさらなる開発
2. 監督上の裁定取引につながる可能性のある国内市場及び公平な競争の場に対するリスク
3. エマージングリスクの監督

共通の監督文化の実際的な実施の分野では、EIOPA は、他の優先事項の中でもとりわけ、内部モデルの監督、コンダクトリスクの監督上の評価のための共通のベンチマークに取り組み続けるだけな

<sup>1</sup> [https://www.eiopa.europa.eu/content/eiopa-defines-its-supervisory-convergence-priorities-2021\\_en](https://www.eiopa.europa.eu/content/eiopa-defines-its-supervisory-convergence-priorities-2021_en)

く、さらなる進展の必要性が特定された分野、例えば、ソルベンシー II での比例適用、にも取り組む。

さらに、EIOPA は、内部モデルの結果の評価や技術的準備金の計算における監督上のコンバージェンスの促進など、監督上のコンバージェンスツールに引き続き取り組む予定である。エマージングリスクの監視に関連する作業は、たとえば、デジタル責任の一連の原則を開発すること、サイバーセキュリティとサイバー攻撃に関する情報の各国管轄当局間の交換システムを確立すること、及び 2020 年 2 月に定義されたサイバー引受戦略で設定された目的と目標を実装することによって、前進する。

EIOPA は、2021 年の 3 つの新しい優先事項を特定し、以下の措置を講じる、としている。

1. 環境、社会、ガバナンスのリスクを健全な行動監督に統合するための段階的な対策を講じる。
2. 複数雇用者の IORP（職域年金）プロバイダーの最近の市場開発から生じる監督上の懸念に対処する。
3. 各国の管轄当局が第三国に本社がある再保険会社を取り扱う方法の不一致を特定した後、国内市場に対する潜在的なリスクをさらに分析及び特定する。

## 2 | コンバージェンスの目的やツール

EIOPA は、今回のコンバージェンス計画の説明に先んじて、コンバージェンスの目的やツールについて、以下のように説明している。

### (1) 監督上のコンバージェンス

監督実務のコンバージェンスは、法令の共通の解釈に基づき、監督上の判断又は比例原則の適用を妨げることなく構築されるべきである。

監督実務のコンバージェンスは、アウトプット、すなわち意見又は評価の数、質及び影響によって達成又は評価されるだけではない。コンバージェンスとは一緒に働くことでもある。監督実務のための共通のベンチマークを策定し、レビューを行い、困難な相互作用に取り組み、NCAs に研修を提供するプロセス自体が、監督上のコンバージェンスにつながる。

そのため、欧州全体で高い水準、効果的かつ一貫した監督を達成するため、EIOPA は、今後数年間の主要な戦略目標として監督のコンバージェンスを確認した。COVID-19 の世界的大流行の初期には、極端な状況における監督のコンバージェンスを確実にすることが、より大きな意味を持つことが明らかになった。監督的コンバージェンス作業は、NCA と EIOPA の全職員による共同作業である。

### (2) 共通監督文化

他の強力な構造と同様に、監督上のコンバージェンスの枠組みは、明確で、よく知られ、一般に理解されている基盤の上に構築される必要がある。

EIOPA の小冊子「共通の監督文化—高品質で効果的な監督の重要な特徴」は、このフレームワークを構築するための最初のステップだった。この小冊子では、高品質で効果的な監督の 5 つの主要な特徴、すなわち、リスクベースで比例的、フォワードルッキング、予防的かつ積極的、挑戦的、懐疑的かつ関与的、包括的かつ決定的、を定義している。

共通の監督文化を一夜にして築くことはできない。これは、欧州のビジネス、経済、市民の利益の

ために、共に取り組み、焦点を当て、互いに挑戦することによって、監督当局が、消費者保護を促進し、金融システムの安定性を高める強固で公正な監督文化を築く長い道のりである。プロセスと手順は行動よりも調整しやすいため、コンバージェンスは異なるペースで発生する。

共通の監督文化の実施には、変化と進化が必要である。これは、ESA 規則の最新改訂、特に EIOPA 規則の第 29 条の改訂で認識されている。

EU の戦略的な監督上の優先事項の設定、監督のコンバージェンスを促進し、ベストプラクティスを特定するための調整グループの設定、EU の最新の監督ハンドブックの作成と維持などのツールが特定されている。監督機関が、あらゆるレベルにおいて、EIOPA ツールに容易にアクセスできること、ならびにそれらを使用する能力及び意思を有することが極めて重要である。

### (3) 監督上のコンバージェンスツール

監督上のコンバージェンスをさらに強化するために、EIOPA は異なるビルディングブロックを使用する。各ビルディングブロックには、監督上のコンバージェンスを支援する独自のツールがある。

#### > 監督実務のための共通のベンチマークの構築

これは、監督指針及び勧告、意見、監督財務諸表、監督ハンドブック、質疑応答、一般的なベストプラクティス、レポート、監督者の研修・ネットワーク化、監督者間の視察に関する作業を通じて達成される。

#### > 慣行の見直しと所管当局の比較

市場慣行の評価又は消費者のアウトカム及びこれらのアウトカムの推進要因に関する定量的及び定性的データの収集を目的とするテーマ別レビュー

各国の監督機関の監督業務の評価を目的としたピアレビュー、ならびに監督上のリソースの適切性及び監督機関の独立性の程度

#### > EIOPA 独自の評価

EIOPA の監督業務は、監督業務の監視と課題解決、及び NCA の支援に重点を置いている。使用される手段には、二国間訪問、クロスボーダー業務に関する協力プラットフォーム、グループ監督者との対話、カレッジへの参加、欧州連合法違反、仲介の役割が含まれる。

## 3 | 優先領域の考慮すべき基準

なお、監督上のコンバージェンス計画を策定する際に考慮される優先事項は、以下の 3 つのカテゴリに分類される。

> 契約者及び金融の安定性に影響を与える分野。影響は、リスクが顕在化した場合に影響を受ける契約者の規模や数、契約者個人への影響の規模だけでなく、市場の評価やビジネスモデルに影響を及ぼす可能性がある場合にも及ぶ。

> 監督上の裁定取引（特に、EU 域内及び EU 域外国との国境を越える取引について、同等国及び非同等国の双方について言及）が存在することにより、公正性、公平な競争条件又は域内市場の適正な機能に影響を及ぼす可能性のある分野

> 実務が大きく異なる主な監督分野

さらに、2021 年計画の高い優先事項は、以前の計画に基づく優先事項を可能な限り完了することで

あり、同時に、ある程度の柔軟性を維持して、2020年に予期せぬ作業を引き起こした COVID-19 のパンデミックからの影響の監視と緩和を継続することである、としている。

### 3—EIOPA の 2021 年の監督上のコンバージェンス計画—具体的内容

#### 1 | 本計画の位置付け

本計画は、監督当局のコンバージェンスにつながる全ての EIOPA の活動の詳細なリストにはなっていない。既に存在している多くの活動が、定期的な監督上のコンバージェンスを促進している。これには、例えば、Sup Tech 戦略の下での活動や、EIOPA 監視活動の文脈におけるデータの利用やデータ分析の普及、その他の活動が挙げられる。EIOPA は継続的にこれらの提供と改善に取り組んでいるが、この計画には含まれていない。この計画は、2020年に特定された優先事項から始まり、まだ実施されていない具体的な成果物につながるプロジェクトに焦点を当てた、監督機関のコンバージェンスの実施に関する 2021 年の EIOPA 優先事項の更新を提供している。

#### 2 | 2020 年の結果と 2021 年計画

2020 年には、監督コンバージェンス作業から得られた教訓が鍵となっていたソルベンシー II の枠組みの見直しに必要とされる重要な努力も考慮に入れつつ、監督上のコンバージェンス作業にはかなりの進展が見られた。達成された進展にもかかわらず、いくつかの現行プロジェクトを完了させ、EIOPA 内での作業を継続するためには、追加作業が必要となる。

2021 年の優先分野は、更なる発展の必要性が確認された 2020 年以降の分野と、新たに特定された優先分野、すなわち、比例原則、年金セクターにおける監督の収斂、保険・年金セクターにおける ESG（環境・社会・ガバナンス）リスクの特定・管理・監督、及び第三国再保険の取扱いのミックスとなっている。

EIOPA の 2021 年の監督上のコンバージェンス計画は、引き続き、「2—1. 全体概要」で述べた3つの構成要素からなる優先事項に取り組むとしている。

#### 3 | 新規に特定された優先分野

今年度に新たに特定された優先事項のうち、保険・年金セクターにおける ESG（環境・社会・ガバナンス）リスクの特定・管理・監督、年金セクターにおける監督のコンバージェンス、及び第三国再保険について、具体的には以下の通りとなっている。

##### 1. 共通の監督文化の実践的な実施と監督ツールのさらなる開発

##### d) 環境・社会・ガバナンス (ESG) リスクに対する監督上のアプローチ (新規)

これについて、「EIOPA は、2018 年～2020 年に実施された EIOPA の分析に基づいて、ESG リスクの評価と管理を健全な行動監督に統合するための段階的な措置をとる。」としている。

##### 2. 監督上の裁定につながる可能性のある内部市場と公平な競争分野へのリスク

##### d) 年金問題 (新規)

これについて、「EIOPA は、2021 年に予定されている IORP の PPR に関する監督ハンドブックの PPR の章の完成後、複数事業主の IORP プロバイダー（即ち、サービスプロバイダーが設立した IORPs）の最近の市場進展から生じる監督上の懸念を確立し対処する作業を開始する。」としている。

## 2. 監督上の裁定につながる可能性のある内部市場と公平な競争分野へのリスク

### e) EU における第三国再保険（新規）

これについて、「EIOPA は、各国管轄当局が第三国に本社がある再保険会社を扱う方法に不整合があることを確認したことから、問題をさらに分析し、内部市場に対する潜在的なリスクを特定し、もしあれば適切なツールを開発する。」とし、「これがソルベンシー II 指令によって完全に規制されていない分野であることを考慮すると、法律の改正も特定することができる。」としている。

## 4 | 具体的な計画内容

より、具体的な計画内容は、以下の通りとなっている、

### 1. 共通の監督文化の実践的な実施と監督ツールのさらなる開発

#### a) リスク評価の枠組みと比例性の適用

>ソルベンシー II の 2020 年レビューに関する助言をフォローアップして、EIOPA は、新しい比例性の枠組みの適用のための運用ガイダンスを含む将来の EIOPA のガイドラインの形で規制作業をさらに発展させることにより、将来の比例性の枠組みを支持する準備をするために、この問題に継続して取り組むつもりである。

>EIOPA は、各国の監督当局による均衡性の原則、及び均衡性の実施と透明性の文化についての共通の理解を引き続き促進し、規制作業を補完するための更なる監督上のコンバージェンスツールの必要性を評価する。

>EIOPA はまた、ソルベンシー II における比例性の実施に関する定期報告書を今後作成するための準備作業を進める。

>主要な機能に関するガバナンス要件に比例原則を適用するための監督慣行に関するピアレビューのフォローアップ

#### b) 内部モデルの監督のための共通のベンチマーク

>IMOGAPIs（内部モデルの継続的適正性指標）：NCAs が管理のために使用できるようにする潜在的な欠点と弱点に対処するためのプロトタイプダッシュボードのさらなる開発

>内部モデルに関する報告要件：新しい要件の解釈の統一性を確保するための報告に関する ITS の改訂への貢献

#### c) コンダクトリスクの監督評価

>旅行保険に関するテーマ別レビューの最終フォローアップ、及び COVID-19 の世界的流行のために生じたリスクを考慮した、異常値の分析と監督措置の検討を含む高い手数料に関する業界への警告

>監督ハンドブックの章の作業を含む、共通コンダクトリスク評価の策定に向けた作業を継続する。

>COVID-19 の世界的流行（商品の複雑さ、高額な保険料率、契約の不明確さ）を踏まえ、一部の商品や契約の構造及び複雑さから生じる主要なリスクに対処する。

>パッケージ型小売及び保険に基づく投資商品（PRIIPs）主要情報文書（KID）監督に関する監督ハンドブック章の最終化

#### d) 環境・社会・ガバナンス（ESG）リスクに対する監督上のアプローチ（新規）

>EIOPAは、2018年～2020年に実施されたEIOPAの分析に基づいて、ESGリスクの評価と管理を健全な行動監督に統合するための段階的な措置をとる。即ち、

- ・行動の観点から持続可能性リスクを市場で監視するための基盤を整備する。
- ・保険会社のバランスシート上の気候変動関連の移行と物理的リスクを慎重に監視する。
- ・保険会社のESGガバナンスとリスク管理フレームワークの監視

>内部モデルについては、2020年の比較研究で実施された初期分析のフォローアップを適宜実施し、更なる分析を実施する。

>年金については、2021年初頭に完成予定のIORPs監督ハンドブックのPPR（プルードントパーソンルール）の章に、投資政策にESG要因を組み込んだIORPsの監督に関するグッド・プラクティスが含まれる。

#### e) グループ監督

ソルベンシーIIの2020年レビューの下で、監督慣行と法的枠組みを改善するために与えられた政策助言を検討した後、EIOPAは、2020年の計画で既に特定されている分野、即ち、以下の分野に関する監督コンバージェンスツールの開発を継続する。

>他の金融セクターに分類され、かつ、セクター別規則が適用される関連企業の自己資本の取扱い及び金融コングロマリット指令及び規則との相互接続に関するグッド・プラクティス

>グループ内取引（IGT）の監督とリスク集中に関するグッド・プラクティス

>グループ・ソルベンシーの計算における方法の組合せの適用に関する監督上の適切な実務

さらに、ソルベンシーIIの2020年のレビューから導かれる他の分野も考慮される。

>報告に関するITSの2021年改訂におけるグループの報告要件をさらに改善し、要件の解釈のコンバージェンスを確保する。

#### f) 監督上のテクノロジー（SupTech）

2020年2月にEIOPAのSupTech戦略が公表された後、EIOPAは、監督機関のコンバージェンスに影響を与えるいくつかのプロジェクトを含むプログラムを策定した。

>監督者間の革新とイニシアティブの文化を促進するためにNCAsによって実装されるSup Techツールに関する知識と経験の継続的な交換のために、2021年初頭に提示されるコード共有プラットフォームの適切性を監視する。2021年末までに、EIOPAは、情報共有のためのより高度なツールの使用が必要かどうかを評価する。

>2020年、EIOPAは、技術を利用してKIDのデータを収集・分析し、コンダクトリスクを評価するデータ業務をさらに強化するための選択肢を模索した。2021年には、EIOPAは、コンダクトリスクを特定し、場合によっては予測するための監督技術の使用方法について、少なくとも一つのパイロットテストを実施する。

#### g) ソルベンシーIIに基づく保険監督に関する研修

EIOPA は 2020 年に、構造改革支援総局 (DG REFORM) を通じて、ソルベンシー II に基づく保険監督に関する研修を 17 の NCAs に提供するために、欧州委員会と契約を締結した。

EIOPA は 2020 年 10 月にオンライン・モードで最初の研修を開始し、2021 年にわたって提供を継続する予定である。

## 2. 監督上の裁定につながる可能性のある内部市場と公平な競争分野へのリスク

### a) 技術的準備金の計算

ソルベンシー II の 2020 年のレビューに関する助言を受けて、EIOPA は、技術的準備金の最良推定計算における監督のコンバージェンスを促進するための EIOPA 監督コンバージェンスツールの作業を継続する意向である。

> (新規・修正) 最良推定評価に関するガイドライン、契約境界に関するガイドラインの継続的な検討  
> 監督ハンドブック技術的準備金章の改訂

> 負の技術的準備金につながる状況と前提のさらなる分析及び将来保険料に含まれる期待利益 (EPIFP) の評価

### b) 内部モデルの成果の評価

> モデルの時間的なドリフトの可能性の分析で、主要な損害保険事業 (NLCS) の引受リスク、市場リスク及び信用リスク (MCRCS) について、内部モデルの結果に関する比較研究を実施する。

> 内部モデルによる分散効果のモデル化に関する研究を継続する (結果は 2022 年に期待される)

### c) 権限、適性及び妥当性

ESAs 規則の新第 31 a 条の実施に関連して、EIOPA は他の ESAs と協力して、AMSB メンバー、適格株主及びその他の重要な機能の保有者の評価に関する分野横断的な情報交換システムの構築を継続する。

### d) 年金問題 (新規)

EIOPA は、2021 年に予定されている IORP の PPR に関する監督ハンドブックの PPR の章の完成後、複数事業主の IORP プロバイダー (即ち、サービスプロバイダーが設立した IORPs) の最近の市場進展から生じる監督上の懸念を確立し対処する作業を開始する。IORP II 指令は、単一のスポンサー又は同一セクターの複数のスポンサーによって設立された非営利目的の IORP という従来のイメージに大きく焦点を当て、最低限の健全性要件を規定している。複数事業主の IORP プロバイダーは、市場の統合を促進し、職域年金の開発を目指す加盟国において効率的で低コストの解決策を提供するために重要な役割を果たす一方で、ガバナンス (例えば、利益相反、スポンサーの関与) とリスク管理 (例えば、運用上の DC 負債、企業倒産時のサービス継続性) に関して新たな監督上の問題をもたらす。この作業には、プロバイダーの異なるビジネスモデルと、これらの IORP に関する NCAs の監督実務をよりよく理解するためのフィールドワークが含まれ、比例原則が考慮される。

### e) EU における第三国再保険 (新規)

EIOPA は、各国管轄当局が第三国に本社がある再保険会社を扱う方法に不整合があることを確認した。EIOPA は問題をさらに分析し、内部市場に対する潜在的なリスクを特定し、もしあれば適切なツールを開発する。これがソルベンシー II 指令によって完全に規制されていない分野であることを考

慮すると、法律の改正も特定することができる。

### 3. エマージングリスクの監督

#### a) サイバーリスクを含む IT セキュリティ及びガバナンス関連リスク

>サイバーセキュリティ及びサイバー攻撃に関する情報を管轄当局 (NCAs 及び ESAs) 間で交換するための体制の整備

>特にサイバーインシデント報告とサイバーレジリエンステストに焦点を当てた、ICT セキュリティとガバナンスに関する EIOPA ガイドラインの公表と、この分野に関する COM 提案に従い、デジタル運用レジリエンスフレームワークの確立に貢献する。

#### b) デジタル変換

>デジタル責任に関する一連の原則を策定する。この原則は、保険における新しいビジネスモデル、技術及びデータソースの利用に対処する。

>欧州イノベーション促進者フォーラム (EFIF) の保険・年金セクターの分野における関連する議論に参加し、促進する。EFIF は、監督当局が定期的に会合し、イノベーション推進者を通じて企業との関与から得られた経験を共有し、技術的専門知識を共有し、革新的な商品、サービス及びビジネスモデルの規制上の取扱いについて共通の見解に到達するためのプラットフォームを提供し、二国間及び多国間の協調を全体的に促進する。EIOPA は 2021 年上半期も引き続き EFIF の議長を務める。

#### a) ランオフ会社の監督

>ランオフ会社のいくつかの特殊性に対処する監督上のコンバージェンスツールの開発

>ランオフポートフォリオの監督に関するグッド・プラクティスを集めた監督ハンドブックの章の作成

#### b) サイバー・アンダーライティング

>EIOPA は、2020 年 2 月に発表された EIOPA サイバー・アンダーライティング戦略に定められた目的と目標の次年度における実施を確保する。2021 年の報告に関する ITS の改正において、サイバーリスクに関する報告要件をさらに改善し、DORA による影響を検討する。

#### c) アウトソーシング及び第三者プロバイダー

>外部委託に関するピアレビュー: 保険又は再保険会社による外部委託の分野は、いずれの加盟国においても潜在的に重要かつ意味がある。ソルベンシー II の枠組みに規定された規定に対する NCAs のアプローチを徹底的に分析し、情報を交換し、ギャップを特定することは、監督結果の一貫性と有効性をさらに強化する上で有益である。この評価は、第三国に所在するシェル (メールボックス) カンパニーやサービスプロバイダーに関する潜在的な懸念に対処するのにも役立つ可能性がある。クロスボーダー業務の場合の MGAs への引受機能又は保険金請求処理のアウトソーシングは、この分野における監督上のコンバージェンスが重要であることから、ピアレビューの注目に値するアウトソーシングの 1 つの特定使用である。

## 4—まとめ

以上、今回のレポートでは、EIOPA が公表した 2021 年の監督上のコンバージェンス計画の概要について報告してきた。

以前の保険年金フォーカス「[NAIC が 2021 年の規制上の優先事項を公表—問題の所在と現在の取組状況等一](#)」(2021.3.5)で報告した NAIC の 2021 年の規制上の優先順位と同様に、欧米の保険監督当局がどのような課題意識に基づいて、監督を行っているのかは、日本の保険業界関係者にとっても、大変興味・関心が高い事項である。

これらの課題の多くは、日本の保険会社にとっても極めて重要な課題であることから、EIOPA におけるこれらの課題の今後の検討動向等については、引き続き注視していくこととしたい。

以 上